

# サプライヤー倫理行動規範

プロネクサスグループは、企業のディスクロージャー・IR実務を支援する専門会社として、特に企業の開示書類等における情報セキュリティ・コンプライアンス体制の社会的責任を担っており、サプライチェーンを含めたサステナビリティへの取り組みを推進してまいります。

## 1. 法令遵守

・各国・地域の法令を遵守するとともに、国際行動規範を尊重して事業活動を行う。

## 2. 人権・労働

### (1) 強制労働の禁止

- ・労働者が自由意思に基づいて就労し、雇用を自ら終了する権利を尊重する。
- ・強制、拘束（債務による拘束含む）、非人道的な囚人労働、奴隷制は行わない。

### (2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

- ・法律で定められた最低就労年齢に満たない児童を雇用、就労させない。
- ・18歳未満の若年労働者を健康や安全が損なわれるおそれのある危険有害業務に従事させない。

### (3) 適切な労働時間管理

- ・従業員の労働時間は、法令遵守はもとより、過剰な労働時間の削減に努める。
- ・従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

### (4) 適切な賃金の支払い

- ・従業員に支払われる報酬は、法規制が定める最低賃金、時間外労働、法定給付などを遵守する。
- ・従業員が理解できる方法で、支払期間に実施した業務に対する正確な報酬を確認するための十分な情報を含めた給与明細書を提供する。

### (5) 差別、非人道的な扱いの禁止

- ・あらゆる差別をなくし、公平の実現に努める。
- ・従業員の人権を尊重し、言動による精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱いなどを禁止したうえで、組織としての予防対策を実施する。

### (6) 結社の自由・団体交渉権

- ・現地法に従い、プロネクサスグループは、自由に結社するまたは結社しない権利や団体交渉の権利を尊重する。

### (7) 雇用の安定への配慮と雇用主の義務の遵守

- ・雇用の安定に配慮するとともに法規制が定める社会保障の提供などの雇用主としての義務を果たす。

### (8) 地域住民等の権利侵害の禁止

- ・地域住民の人々に対して、不法な立ち退きの強制や生活環境の著しい破壊などの権利侵害を行ってはならない。

## 3. 安全衛生

### (1) 労働安全衛生の確保

- ・労働安全衛生上のリスクがないか評価し、適切な運用で安全を確保する。
- ・従業員に対し、安全および衛生に関する適切な情報および訓練を提供するとともに、労働災害の発生時には適正な支援を行う。

### (2) 緊急時への備え

- ・従業員の人命・身体の安全を守るため、災害・事故などの想定される緊急事態のリスクを特定・分析・評価を実施する。
- ・人命、環境および資産への被害を極小化するため、緊急対策時の行動手順を作成し、必要な設備などの設置、教育・訓練を行う

### (3) 労働災害・労働疾病

- ・従業員が労働災害および労働疾病を被った際の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる。

- (4) 労働衛生
  - ・職場において、従業員が生物的・化学的・物理的に有害な影響のリスクを特定・分析・評価を実施する。
- (5) 身体的負荷のかかる作業への配慮
  - ・従業員の身体に負荷のかかる作業を特定・分析・評価し、労働災害・労働疾病を未然に防止する。
- (6) 機械装置の安全対策
  - ・業務上使用する機械装置について、安全、品質、納期、コストの優先順に基づき、従業員への安全対策を最優先に実施する。
- (7) 施設の安全衛生
  - ・従業員に提供する食堂、給水設備、トイレなどの施設の安全衛生を適切に確保する。
  - ・当該施設に緊急時の適切な避難経路や非常口を確保する。
- (8) 安全衛生のコミュニケーション
  - ・職場において、従業員が被る可能性のある危険について、従業員の母語または理解できる言語で適切な安全衛生情報と教育・訓練を実施する。
- (9) 労働者の健康管理
  - ・法規制を遵守し、すべての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

#### 4. 環境

- (1) 環境許可と報告
  - ・法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、運用および報告に関する要求事項を遵守する。
- (2) 脱炭素社会への貢献
  - ・エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等）の排出量の継続的削減活動に取り組む。
- (3) 資源循環型社会への貢献
  - ・リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。
- (4) 有害物質管理
  - ・人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示および管理を行い、安全な取り扱い、リサイクルまたはリユースおよび廃棄が確実に実施されるよう管理する。
- (5) 天然資源と生物多様性
  - ・原材料の調達においては、生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化し、天然資源の持続的な利用に取り組む。

#### 5. 公正取引・倫理

- (1) 腐敗防止
  - ・国内外の関係法令を遵守し、あらゆる種類の贈収賄、恐喝および横領などを行わない。
- (2) 不適切な利益供与および受領の禁止
  - ・不当または不適切な利益を供与または受領につながる約束、申し出、許可を提供または容認しない。
- (3) 情報の開示
  - ・法規制と一般的な業界慣行に従って、人権・労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する。
  - ・記録の改ざんや虚偽の情報開示を容認しない。
- (4) 知的財産権の保護・尊重
  - ・製品やサービスの開発、生産、販売など、事業活動を行う場合には、第三者の知的財産権を侵害しない。
  - ・自社の知的財産を保護し、顧客およびサプライヤー・業務委託先などの第三者の知的財産を尊重する。
- (5) 公正な事業活動
  - ・自由な競争を阻害する行為や不正な競争行為、内容の誤認や権利侵害などを伴う広告宣伝などを行わず、公正な事業活動を推進する。
  - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力との一切の関係を遮断し、法令、条例、その他のすべての社会規範を遵守する。

(6) 通報者の保護

- ・法規制に従って、自社およびサプライヤー・業務委託先の働く人々が利用可能な通報の仕組みを構築するとともに、通報者の匿名性および通報内容の機密性を確保し、通報したことを理由に企業や個人から不利益な扱いを受けることから保護しなければならない。

## 6. 品質・安全

(1) 製品の安全

- ・法規制で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる製品の設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす。

(2) 品質管理

- ・製品・サービスの品質に関して適用される法規制を遵守するとともに、品質基準とセキュリティ・ファーストを含めたプロネクスグループ品質の要求事項を遵守する。

(3) 正確な製品・サービス情報の提供

- ・製品・サービスに関して、正確で誤解を与えない情報を提供する。

## 7. 情報セキュリティ

(1) サイバー攻撃に対する防御

- ・コンピューターネットワーク上の脅威への対策と体制を構築し、自社および他者に被害が生じないよう管理する。

(2) 個人情報の保護

- ・顧客、ユーザー、サプライヤー・業務委託先、従業員などすべての個人情報について、法規制を遵守し、適切に管理、保護する。

(3) 機密情報の漏洩防止

- ・インサイダー情報や顧客や第三者から受領した機密情報と自社の機密情報を適切に管理・保護する。

## 8. 事業継続計画

(1) 事業継続計画の策定と準備

- ・事業継続を阻害するリスクを特定、分析、評価し、事業への影響を最小化する事前対策の整備と訓練計画的の策定に努める。

## 9. 管理体制の構築

(1) マネジメントシステムの構築

- ・本行動規範の遵守を確実なものとするため、マネジメントシステムの構築に努める。

(2) サプライヤー・業務委託先の管理

- ・本行動規範または自社が持つ同様の行動規範やサステナビリティ調達ガイドラインなどの要求事項をサプライヤー・業務委託先に伝達する。
- ・サプライヤー・業務委託先における当該要求事項の遵守を監視するプロセスの構築に努める。

(3) 苦情処理メカニズムの整備

- ・自社およびサプライチェーンにおける本規範やサステナビリティ調達ガイドラインなどへの違反を防止するため、従業員やサプライヤー・業務委託先などを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築し、周知する。

2024年2月  
株式会社プロネクス  
代表取締役 上野剛史